

「東京都地域福祉支援計画(案)」
パブリックコメントに寄せられた御意見について

資料6

◆意見提出数:4通(うち、個人:4通、法人:0通)、意見総数:9件

募集期間:平成30年2月14日(水曜日)から2月27日(火曜日)まで

No.	御意見	東京都としての考え方	関連頁
○ 計画全体			
1	<p>地域で起こる社会問題は「生活困窮」が結果でもあり原因でもあるため、さまざまな主体と積極的に連携し生活困窮者のニーズをとらえ、それに沿った支援内容を考えていくことが肝要と考える。ひとり親支援、DV被害者支援についても諸制度との連携を明記していただきたい。またひとり親支援、とくにシングルマザーの現状は就業率は高いが貧困世帯である特徴があり、就労支援だけでなく有効性のある支援が必要であると考えます。</p> <p>さらに、外国籍住民やセクシャルマイノリティ、若年女性、広域避難者など、制度のはざまにある当事者への支援を従来の福祉の枠にとどまらず、分野横断的に関連する制度をすべて包括した概念で広範囲の領域をカバーするべく、本東京都地域福祉支援計画に盛り込んでいただきたい。高福祉国家の北欧で社会保障制度が発達したのは「ケアの社会化」、「ジェンダー平等」が推進されたためである。「家族」を含み資産として活用する「日本型福祉社会」ではなく個人単位での社会保障がなされることが必要だと考える。そのために福祉分野においても様々な分野を横串にするジェンダー主流化の視点を持つことが肝要だと考える。</p>	<p>制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい住民が抱える地域生活課題を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められます。都は、この計画等に基づき、そうした課題解決に取り組む区市町村を支援していくこととしています。</p>	-
○ 第1章 東京都地域福祉支援計画の策定の考え方			
● 第2節 計画策定の背景			
2	<p>◆「我が事」</p> <p>つながりの弱まりを感じている人が一定数いることはデータでもわかりますが、つながりの弱まりが、制度の狭間の課題に直結しているイメージを地域住民が持っているのでしょうか。そもそも「我が事」の意識を持ってもらうだけでなく、主体的な取り組みを行ってもらうための具体的な仕掛け・働きかけは明確にする必要があるのではないのでしょうか。事例で示した後の波及効果をどのように測定していきますか?</p>	<p>都は、包括的な相談・支援体制を整備する区市町村を支援していきます。また、計画の策定後は、評価指標を用いながら進行管理を行ってまいります。</p>	15
○ 第3章 地域福祉推進のための施策の方向性について			
● 第2節 テーマ① 地域の支え合いを育むために			
3	<p>地域包括ケアの地区展開 について</p> <p>地域包括支援センターの役割について 高齢者の総合相談窓口としては、認知度は上がっていると感じますが、ワンストップで解決するだけの資源が揃っていないのではないかと思います。行政関係部署はまだしも、行政の保健師との連携はまだまだ弱いと感じます。直営と委託では違いがあるのはわかりますが、機能強化型の包括支援センターの整備は、地域の困難ケースに速やかに対応するうえで急務ではないでしょうか。小さな圏域すべてに多機能な包括を配置することは財政的にも賛成しませんが、基幹型を行政の直営で配置する等のある一定の基準づくりが必要なのではないでしょうか。</p>	<p>地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関としての役割を十分に果たせるよう、機能強化していくことは重要です。都は、東京都高齢者保健福祉計画に基づき、管内の複数のセンターを統括し、サポートする機能強化型の地域包括支援センターの設置等に取り組む区市町村を支援しています。</p>	45

No.	御意見	東京都としての考え方	関連頁
4	<p>ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援</p> <p>○三つ目「近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい住民」とありますが、ここでは、外国籍住民やDV被害などで地域から離れてきた住民、性的指向や性自認が典型的ではないとされ、社会から排除されている人々がこの「住民」にあてはまるように考えられます。</p> <p>全体的に困窮の「状態」については言及してあるものの、こういった特性の列記がないために、読む人によっては、具体的な「課題」がわかりにくい文章であると思われます。</p> <p>特性の列記を明記するべき理由として、「高齢者」や「障害者」、「子供」といったわかりやすいカテゴリと違って、見えづらく、わかりにくい傾向にあるため、地域住民からは「いないもの」とされ、本人が抱える困難すらも不可視化されがちです。</p> <p>また、当然「高齢者」や「障害者」「子供」の中にもこれらの特性を持つ方々はいらっしゃるのですが、意識化されないために配慮や対応が遅れがちです。</p> <p>性的指向や性自認はいわゆるLGBTと呼ばれる人々が「カミングアウト」をしなければわかりません。そのため、受けにくい、または受けられない行政サービスが存在していることや地域の様々な課題解決の活動の中からも見落とされがちであることが意識化されていません。</p> <p>まずは、こういった文面の中に取り組みを意識化するためにも社会からこぼれがちな地域住民の特性を明らかにし、明記していくことが今後の「地域共生社会」の施策にとって必要なことだと考えます。</p> <p>国籍、性別、性自認、性的指向を含めて考えられうる「社会的排除」に結びつきやすい特性を明記していただくようお願いいたします。</p> <p>提案する例示： 「近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい【国籍、性別、性自認、性的指向などによる困難を抱える】住民」</p>	<p>制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい住民が抱える地域生活課題を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められます。</p> <p>都は、この計画等に基づき、そうした課題解決に取り組む区市町村を支援していくこととしています。</p>	47

No.	御意見	東京都としての考え方	関連頁
5	<p>地域福祉コーディネーターの活動支援</p> <p>地域福祉コーディネーターの行動指針的なものを表す必要があると考えます。地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーは、各地域である一定の成果をあげています。しかし、それが「役割」としての支援方法の確立まで行っていないのではないかと感じます。配置することに関しては大賛成ですが、研修体系の整備も同時にかつ同程度のパワーを割いて行う必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>地域福祉コーディネーターは、住民や地域のニーズの把握や、適切な支援につなぐためのネットワーク構築などの活動を、各地域で行っています。</p> <p>御意見のように、支援方法を確立するためには、地域福祉コーディネーターがどのような活動を行い、どのような効果があったのかを明確にすることが重要です。そのため、コーディネーターの活動記録や事例の検証、活動内容の可視化の必要性について本計画に記載しています。</p>	55
<p>● 第3節 テーマ② 安心した暮らしを支えるために</p>			
<p>「生活困窮者への総合的な支援体制の整備」に関して</p>			
6	<p>都の役割のひとつに市町村の実施体制の基盤整備があると思いますが、それは支援員個人の資質の向上のみによるものではないと考えます。支援員は非常勤職員の割合も高く、離職や転職の可能性も高いのではないのでしょうか。支援員の日頃の実践を個人知ではなく組織としての共有知、最終的には都全体の共有知にどうしたらしていけるのか、そのために自立相談支援機関の基盤整備をどうしていったらいいのか、さらに検討をお願いしたいです。</p>	<p>自立相談支援事業の基盤整備として、都は、国による養成研修に加え、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員の各職種別の研修や任意事業別の研修のほか、課題別研修を年6回実施しており、修了後の受講者による組織での研修内容の共有と合わせ、窓口体制の整備を支援しています。また、実施機関の相談を受ける支援者専用相談ラインの設置や、好事例や困難事例への対応等を解説した事例集の作成等、区市等窓口の組織的な体制強化に向けた支援を実施しています。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、こうした取組の意図が正確に伝わるよう、P85の「区市の自立相談支援機関の窓口職員の能力向上のため、」を「区市の自立相談支援機関の体制強化のため、」と修正しました。</p>	83
7	<p>自立相談支援機関を委託に出している場合、自治体担当者と支援機関の温度差があることも多いのではないのでしょうか。どんなに支援機関が努力をしても、自治体担当者の制度理解がなければ基盤整備には繋がりません。都の会議や研修は支援機関向けのものが多く、自治体担当者には制度変更などの連絡事項に終始するものが中心だったように記憶しています。自治体担当者と支援機関の間のコミュニケーションが良くないとそもそも事業運営は難しく、それで苦労しているという話もよく耳にします。</p> <p>自治体向けの制度理解、政策立案について具体的に腹落ちするような研修の場を設けていただきたいです。</p>	<p>生活困窮者自立相談支援事業等は、法に基づき、区市等が実施主体として行っています。</p> <p>都では、自治体担当者向け説明会を実施し、制度の概要や変更点を伝えるとともに、各区市における独自の取組の共有を図るなど、自治体の取組を支援しています。また、制度に係る問い合わせや相談等があった際には、個別に対応し、支援を行っています。</p>	83
8	<p>手持ち現金を持たない相談者の緊急支援(ものの支給だけではなく最小限の金銭が必要な場合)、保証人・身元保証人の問題はどこも共通して抱える悩みだと思います。もちろん最終的には国が何らかの形で対応を検討いただくのがありがたいですが、まずは東京からでもできることはないのでしょうか。</p>	<p>相談者の状況が急迫するなど、保護を要する状態が疑われる時には、自立相談支援機関と福祉事務所とで連携するなどして、区市等で対応しています。</p>	83

No.	御意見	東京都としての考え方	関連頁
9	<p>東京と言っても湾岸エリアなどの都心部から町村部まで幅広く地域の実情に応じた支援が必要なことは十分に理解できますが、それと相談先の自治体によって支援の幅や質にばらつきがあるのは、また別のことです。どこにいても安心して相談できるような体制にするにはどうしたらよいでしょうか。</p> <p>これまで研修などでは先進事例の紹介が多かったですが、まだ一歩も踏み出せていない自治体については、雲の上の先進事例を聞いても良い話を聞いた、で終わってしまいます。ゼロからまず一歩を踏み出すにはどこからどうしていくことが考えられるか、踏み出すための下支えこそ都には求められているのではないのでしょうか。</p>	<p>都では、国研修に加え、独自の様々な研修や担当者会議等を通じて、都内の多様な取組の共有を図っています。また、先進事例の紹介も行うことで、区市の事業実施を支援しています。</p>	83